



両立支援

川崎重工業

輸送用機器製造業

川重子育てレスキュー制度

➤仕事との両立のため発生するベビーシッター費用を補助し、子育て社員のセーフティネットとして機能

#費用補助 #早期復職 #残業・出張の対応

導入理由

共働き家庭が増えつつあり、子育てをしながら働く従業員が増えてきたため、仕事と育児の両立施策の必要性が高まり、本制度を導入。

対象者

- 0歳から小学校卒業までの子どもがいる当社正規従業員のうち、
 - ・配偶者が健保被扶養者ではない、または、配偶者がいない方
 - ・配偶者が健保被扶養者である方のうち、配偶者が入院を伴う疾病のためにお子様を養育できない方

内容

- ・育児中の社員が、病児・病後児や出張・所定時間外労働等に対応するために、会社が定めた保育事業者のベビーシッターサービスを利用した際、会社がその費用の一部を補助し、仕事と育児の両立を支援。
- ・本制度を利用できる場合は以下の通り。

- | |
|---|
| ①子どもの病気やケガで、通園・通学が困難な場合 |
| ②子どもが病気の回復期にあり、医療機関による入院加療の必要はないが自宅等で安静にしている必要があり、通園・通学が困難な場合 |
| ③上長の指示による所定時間外労働のため、子どもを世話することができない場合 |
| ④出張や、出張にかかる移動のため、子どもを世話する事が出来ない場合 |
| ⑤当社所定労働日に保育所・学校・学童保育等が運営しておらず、子どもの預け先がない場合 |
| ⑥通常子どもを養育している配偶者が、入院を伴う疾病のために子どもを養育できない場合 |

- ・利用可能時間は原則7時～23時。
- ・制度利用者は人事部門に事前申請をした上で、ベビーシッター会社に直接サービス利用を申し込み、ベビーシッターサービスを受ける。

利用者数

2020年10月末制度登録者数 89名

効果

数値的な効果ではないが、子育て社員のセーフティネットとして機能している。

利用者の声

- ・配偶者の長期出張や単身赴任中は特に助かった。
- ・もしもの時のために制度登録しておくだけでも安心できる。